

土木工事設計変更ガイドライン (案)

平成30年8月

豊 後 大 野 市

目 次

I. 策定の背景	
◆ 策定の背景	P 1
◆ 策定の目的	P 2
II. 設計変更フロー	P 3
III. 設計図書の照査	P 4
IV. 設計変更	
1. 照査内容の確認	P 5
2. 設計変更に必要な資料作成	P 6
3. 設計変更が可能なケース	P 6
4. 設計変更が不可能なケース	P11
5. 設計図書の訂正・変更	P12
6. 設計変更の責任者	P13
V. 工期・請負代金額の変更	P16
VI. その他	P21
添付資料	
i. 関係規定	資 1
ii. 設計図書の変更事例	資10

I. 策定の背景

◆策定の背景

1. 土木工事の特性

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を多種多様な現地の自然条件、環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

- ・多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から、設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ・設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ・設計図書に誤謬(ごびゅう)、脱漏、不明確な表示の場合がある。

2. 改正品確法の施行

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、平成26年6月4日に公布、同日施行され、発注者の責務として以下の事項を新たに規定している。

改正品確法

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

(一号～四号省略)

五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

改正品確法では、現在だけでなく、将来にわたり公共工事の品質が確保されるように「担い手の育成と確保」が新たな目的に加えており、第七条第一項第五号において、発注者責務として、「適切な施工条件の明示」、「適切な設計図書の変更及び請負代金の変更又は工期の変更」を明記している。

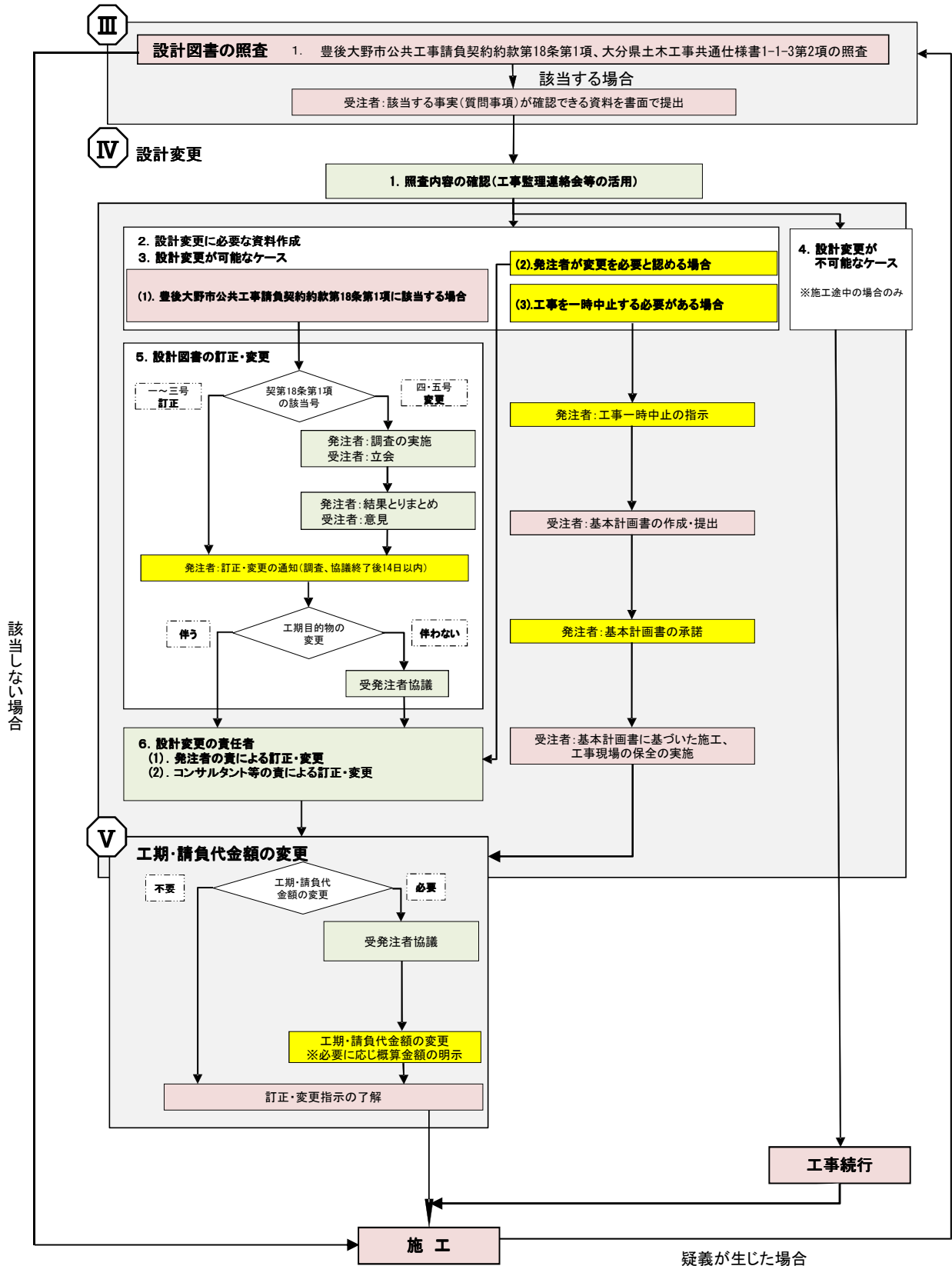
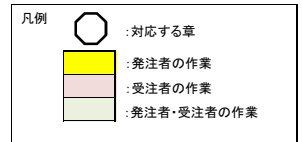
◆策定の目的

本ガイドラインは、「1. 土木工事の特性」で示した課題や、「改正品確法」で求められる発注者の責務に対応するため、設計変更に関する手続きやルールを明確化することを目的としている。

本ガイドラインを策定し、受発注者間で共有することにより以下の効果が期待される。

- ・契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- ・設計図書の変更手続きの円滑化
- ・工事目的物の品質確保

Ⅱ. 設計変更フロー



Ⅲ. 設計図書の照査

豊後大野市公共工事請負契約約款(以下、「契約約款」という。)では、第18条 設計図書の照査について次のように規定しており、受注者に設計図書の照査を義務付けている。

契約約款

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

大分県土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)では、契約約款第18条第1項の照査について次のように規定しており、受注者自らの負担により設計図書の照査を行うべきこと、及び照査の結果、該当する事実があった場合にその事実が確認できる資料の提出を義務付けている。

共通仕様書

1-1-3 設計図書の照査等

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。



これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

IV. 設計変更

1. 照査内容の確認

契約約款第18条第1項に基づき受注者が実施した設計図書の照査結果を、発注者と受注者が次の方法により確認する。

■工事監理連絡会を実施する場合

工事監理連絡会を実施する場合は、工事着手前、施工途中に開催し照査結果を確認する。

構成員は、発注者、受注者、コンサルタントの三者
(必要に応じ測量・地質調査業者も構成員とする)

■工事監理連絡会を実施しない場合

工事監理連絡会を実施しない場合は、発注者と受注者の間で協議を行い、適切に照査結果を確認する。

■工事監理連絡会等では、以下の事項を行う。

- ・ 設計意図の確認
- ・ 設計図と現場の整合性の確認
- ・ 照査による質問への回答

■工事監理連絡会等によって、設計図書の訂正・変更が生じるようであれば、その内容を確定し、その訂正・変更を行う責任者を明確にする。

■工事監理連絡会の開催については、特記仕様書によるものとする。

2. 設計変更に必要な資料作成

契約約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

なお、共通仕様書1-1-2 用語の定義の「19. 書面」とは、「指示・承諾・協議書」という。 ➡ **P18に書面の具体例記載**

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

3. 設計変更が可能なケース

以下のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能となる。

- (1). 契約約款第18条第1項に該当する場合
- (2). 発注者が変更を必要と認める場合
- (3). 工事を一時中止する必要がある場合

◆設計変更にあたっての留意点

- ・ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して協議にあたる。
- ・ 当該工事での設計変更の必要性を明確にする。
- ・ 必要な指示、協議等は書面で行う。
- ・ 変更指示は速やかに行う。（手戻り工事を避ける）
- ・ 任意仮設において、当初積算時の条件と現地条件に齟齬（そご）がある場合は、設計図書の訂正・変更ができる。

設計変更が可能な各ケースについて
次ページより例示する。

(1). 契約約款第18条第1項に該当する場合

■ 契約約款第18条第1項第1号～第5号に該当する例を以下に示す。

■ 契約約款第18条第1項第1号関係

➡ 資11

- ・ 設計書と図面で相互に材料の規格が一致しない場合。

■ 契約約款第18条第1項第2号関係

➡ 資12

- ・ 条件明示する必要がある場合にも関わらず、土質や地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
- ・ 条件明示する必要があるにも関わらず、交通整理員についての条件明示がない場合。
- ・ 設計図書に示されている工法では明示されている土質に対応していない場合。

■ 契約約款第18条第1項第3号関係

- ・ 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確な場合。
- ・ 水替工実施の記載はあるが、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合。
- ・ 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない場合。

■ 契約約款第18条第1項第4号関係

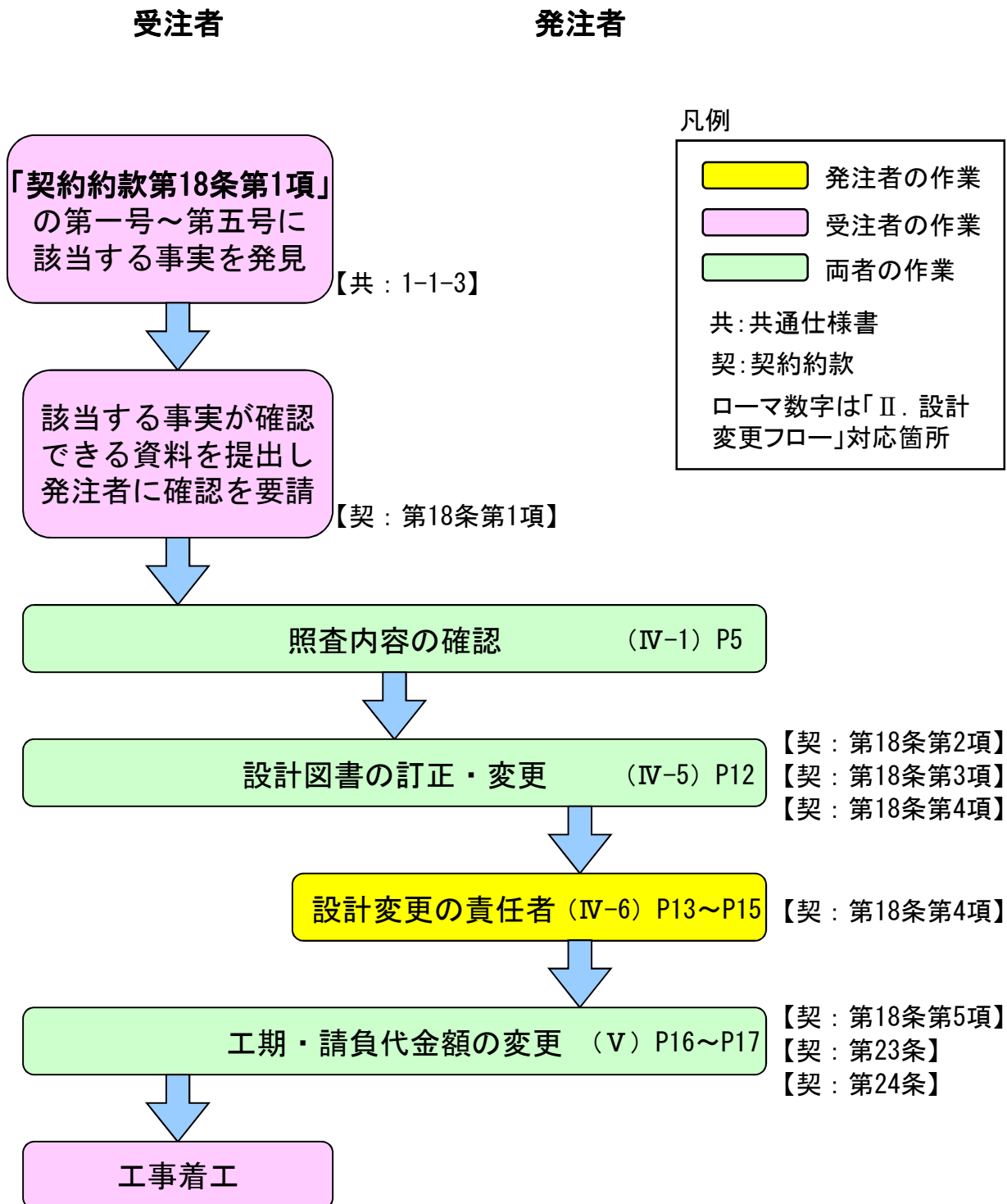
➡ 資13

- ・ 設計図書に明示された土質や、地下水位が現地条件と一致しない場合。
- ・ 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない場合。
- ・ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が交通管理者との協議により示された人数と一致しない場合。

■ 契約約款第18条第1項第5号関係

- ・ 当初設計では想定し得なかった埋蔵文化財が発見され調査が必要となった場合。
- ・ 当初設計では想定し得なかった工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合。
- ・ その他、当初設計では想定し得なかった事象が発生した場合等。

契約約款第18条第1項に該当する場合のフロー図



(2). 発注者が変更を必要と認める場合

- 契約約款第19条に基づき、発注者が工事の施工前、施工途中必要と認められるときは、変更内容を受注者に通知して設計変更を行うことができる場合の例を以下に示す。 ➡ 資14

- ・ 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する場合。
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する場合。
- ・ 警察・河川等の管理者、水道・電力・ガス等の事業者との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする場合。
- ・ 発注者が使用材料を変更する場合。
- ・ 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合等、現場説明書に記載している事項を変更する場合。

発注者が変更を必要と認める場合のフロー図

凡例

- 発注者の作業
- 受注者の作業
- 両者の作業

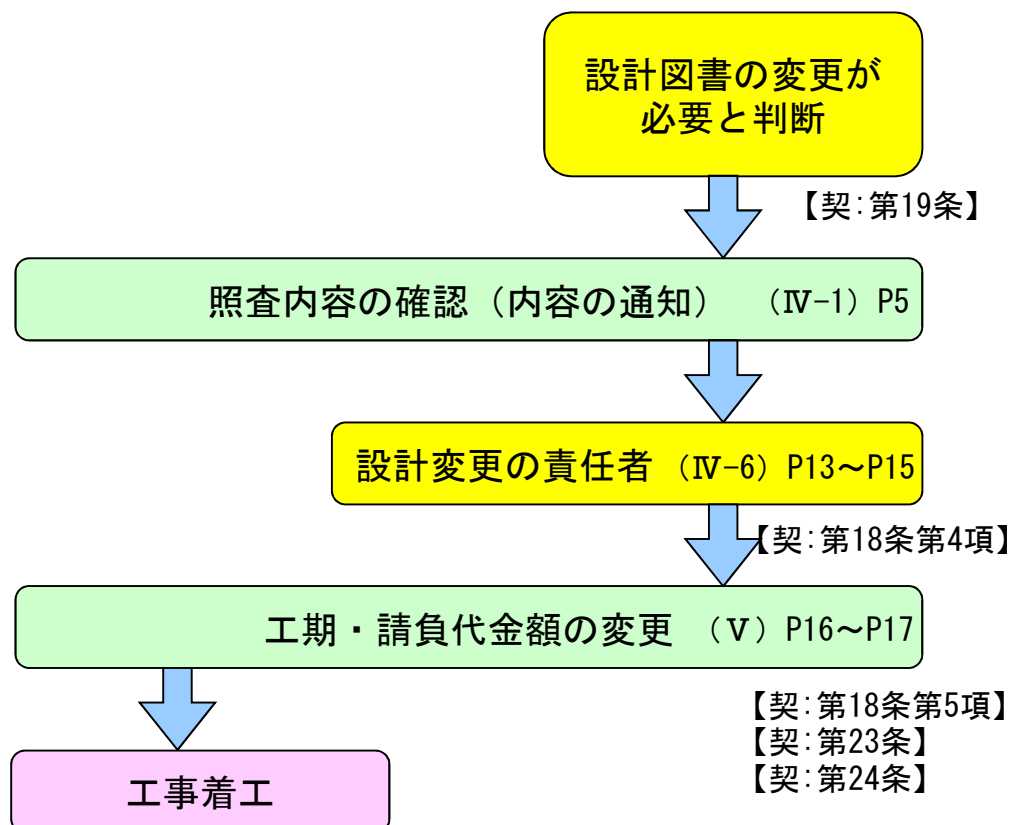
共: 共通仕様書

契: 契約約款

ローマ数字は「Ⅱ. 設計
変更フロー」対応箇所

受注者

発注者

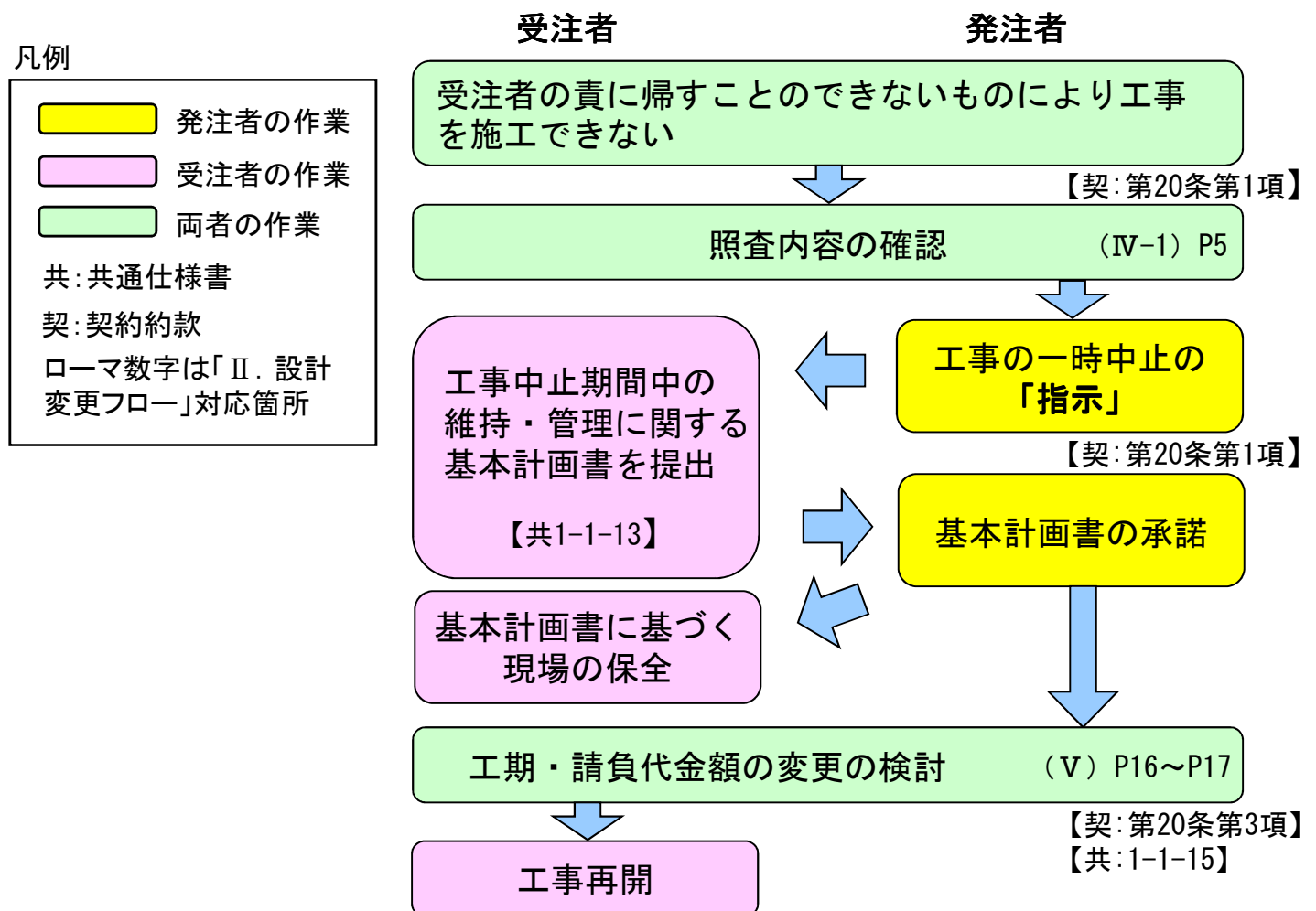


(3) 工事を一時中止する必要がある場合

- 契約約款第20条の規定により、発注者が受注者の責に帰すことができないものにより、工事を施工することができないと認められる場合の例を以下に示す。 ➡ 資15

- ・ 設計図書に工事着工の時期が定められていた場合、その期日までに受注者の責によらず着工できない場合。
- ・ 警察、河川、鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合。
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ・ 受注者の責によらない何かのトラブル（地元調整等）が生じた場合。
- ・ 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合。
- ・ 工事用地等の確保が行われていない場合。

工事を一時中止する必要がある場合のフロー図



4. 設計変更が不可能なケース

■施工途中において、下記のような場合においては、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第26条（臨機の措置）による場合は、この限りではない。

- ①. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。
→受注者は、契約約款第18条第1項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し確認を求めなければならない。
- ②. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合。
→発注者は契約約款第18条第3項により調査の終了後14日以内に協議の回答をしなければならない。しかし、協議内容によっては、各種検討や関係機関との調整が必要となる場合があり、受注者の意見を聴いたうえで回答期限を延長する場合もある。よって、受注者は、その事実が判明し次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが必要である。
- ③. 契約約款及び共通仕様書に定められている所定の手続きを経ない場合。【契約約款第18条～第24条及び共通仕様書1-1-13～1-1-15】
→発注者及び受注者は協議のうえ、設計図書の変更、工期の変更、請負代金の変更など、所定の手続きを行わなければならない。
- ④. 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合。
→受発注者は書面「指示・承諾・協議書」を取り交わさなければならない。
- ⑤. 受注者の任意の都合による提案を発注者が「承諾」して施工した場合。
→承諾とは受注者が自らの都合により、施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致、条件明示のない事項等の場合は、契約約款第18条による協議をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
- ⑥. 当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ⑦. 任意仮設において、施工方法の変更の場合（ただし、現地条件に齟齬（そご）がある場合は除く）
→工事目的物を完成するための一切の手段は受注者の責任で処理しなければならない、元々任意としている工法の変更は設計変更の対象とならない。

5. 設計図書の訂正・変更

■ 契約約款第18条第1項に該当する場合は、『契約約款第18条第4項』に基づき、設計図書の訂正か変更かを確定する。

契約約款第18条第4項

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。発注者と受注者が協議して発注者が行う。

設計図書の訂正・変更フロー図

凡例

- 発注者の作業
- 受注者の作業
- 両者の作業

共: 共通仕様書

契: 契約約款

ローマ数字は「Ⅱ. 設計変更フロー」対応箇所

『契約約款第18条第1項に該当する』に該当する

該当する内容の契約約款第18条第1項の該当号は？

【契: 第18条第4項】

第1号～第3号

第4号～第5号

訂 正

変 更

訂正の通知（協議終了
後原則14日以内）

発注者：調査の実施 受注者：立会い 【契: 第18条第2項】

発注者：結果のとりまとめ 受注者：意見 【契: 第18条第3項】

変更の通知
（調査終了後原則14日以内） 【契: 第18条第3項】

工事目的物の変更を伴うか 【契: 第18条第4項】

YES

NO

受発注者で協議

「設計変更の責任者」による設計変更

【Ⅳ-5】

P16～P17

6. 設計変更の責任者

- 設計図書の訂正・変更は、契約約款第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
しかし、これとは別に、設計成果の瑕疵（かし）担保による設計図書の訂正・変更等、責任者を明確にしておく必要がある。

- (1). 発注者の責による訂正・変更
- (2). コンサルタント等の責による訂正・変更

(1). 発注者の責による訂正・変更

- 設計図書の訂正・変更は、契約約款第18条第4項のとおり、発注者が行わなければならない。
- 発注者は、受注者から提出される確認資料の活用、コンサルタントへの発注を行い設計図書（設計図面、数量計算書、特記仕様書）の訂正・変更を行う。
- 発注者の責による変更で以下の場合について、次項よりその変更作業内容を示す。なお、訂正については受注者から提出される確認資料をもとに発注者が訂正する。
- 確認資料とは、共通仕様書1-1-3第2項（設計図書の照査）により下記のとおりとする。
 - ・現地地形図
 - ・設計図との対比図
 - ・取り合い図
 - ・施工図（変更設計図ではない）

①. 条件変更に伴う場合

- 契約約款第18条第1項（条件変更等）に該当する変更の場合、受注者から提出される確認資料を活用して、発注者が作成することが基本である。
- 受注者から提出される確認資料とは、現地地形図、設計書との対比図、取り合い図、施工図（変更設計図ではない）である。

【施工前・施工途中共通】

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	【施工前、施工途中】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する。	【施工前、施工途中】 ・確認資料を作成する。
変更数量計算書	【施工前】 ・受注者が作成する施工図等の確認資料をもとに作成する。 【施工途中】 ・受注者が作成する出来形数量をもとに作成する。	【施工途中】 ・出来形数量計算書を作成する。

②. 新たな構造計算が必要になった場合

- 新たに構造計算、線形等の設計が必要になった場合、発注者は自ら又はコンサルタント等へ業務を発注し、変更図面等を作成する。
- 受注者は、必要に応じて発注者と協議により土質資料、試験結果を発注者に提出する。

【施工前・施工途中共通】

	発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	①コンサルタント等へ業務を発注する。(新たに構造計算、線形等の設計が必要な場合) ②発注者が自ら行う。 (上記①以外の設計の場合)	・必要に応じて土質資料、試験結果を提出する。
変更数量計算書	①コンサルタント等へ業務を発注する。(新たに構造計算、線形等の設計が必要な場合) ②発注者が自ら行う。 (上記①以外の設計の場合)	—

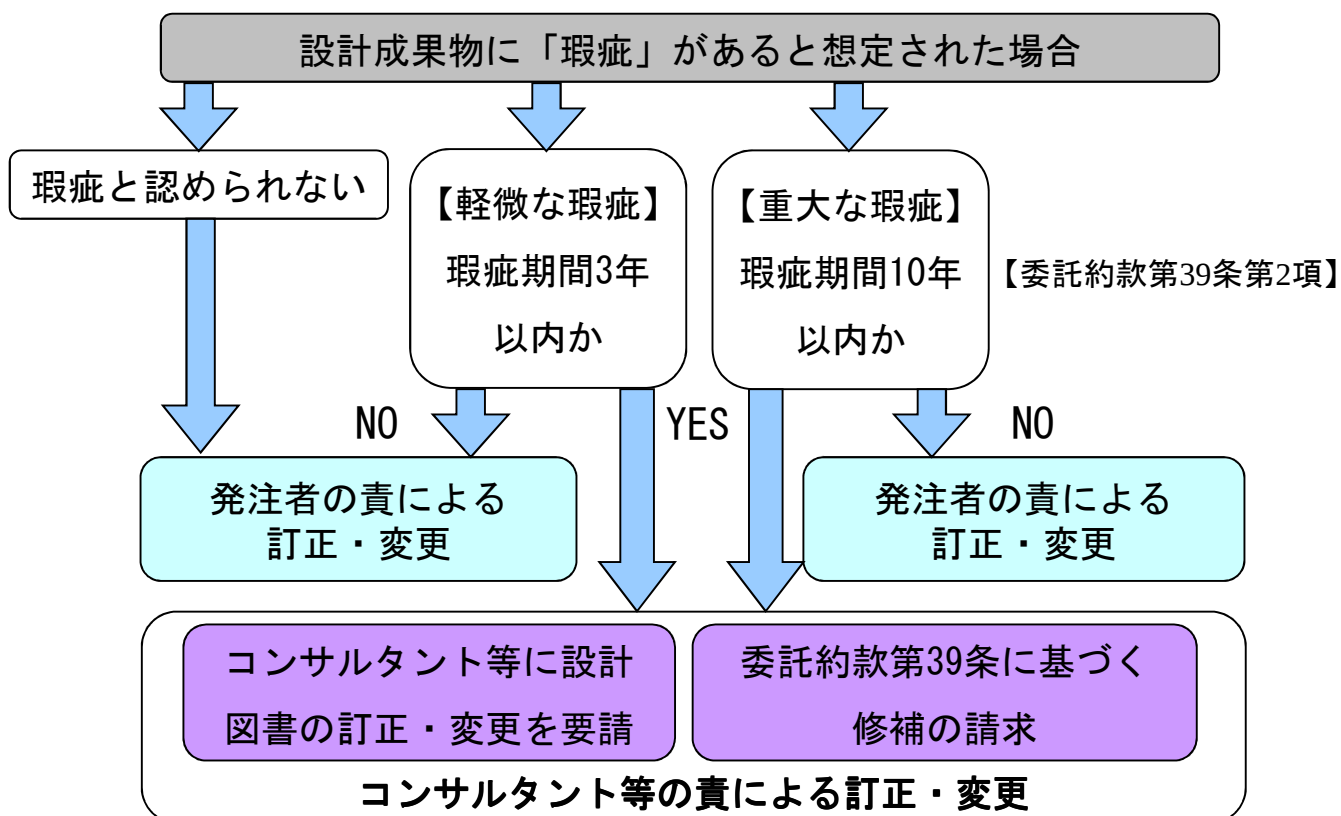
(2). コンサルタント等の責による訂正・変更

■設計成果物に「瑕疵（かし）」がある場合、「豊後大野市土木設計業務等委託契約約款（以下、「委託約款」という。）第39条（瑕疵担保）」に示すとおり、設計・測量・調査業務受注者に対して相当の期間を定めて、その「瑕疵」の修補を請求することができる。

【施工前・施工途中共通】

	コンサルタント及び発注者の作業内容	受注者の作業内容
変更設計図面	・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが図面等の修補を行う。 ・発注者は、コンサルタントの修補図面を変更図面とする。	・確認資料を提出する。
変更数量計算書	・発注者からの修補請求等に基づき、コンサルタントが数量計算書の修補を行う。 ・発注者は、コンサルタントの修補数量計算書を変更数量計算書とする。	—

「瑕疵」が想定される場合の変更設計図書の作成責任者確定フロー図



注）発注者の責による場合や、コンサルタント等の責による場合で瑕疵担保期限（軽微な瑕疵3年、重大な瑕疵10年）を過ぎているときは、発注者の負担により設計図書の訂正・変更を行わなければならない。

V. 工期・請負代金額の変更

設計図書の訂正または変更が行われた場合、契約約款第23条、24条にもとづき、工期・請負代金額の変更、または損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、発注者と受注者とが協議して定める。

■概算金額の明示

変更契約に先立ち、変更指示を行う場合において請負代金額の変更が生じる場合は、書面に増減額の概算額を記載する。

 **P19,P20に書面の具体例記載**

■書面への概算額の記載方法と考え方

1. 概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書(妥当性を確認したもの)などを参考に記載することも可とする。
なお、記載した概算金額(「受注者の提示額」など。)の出典や算出条件等(「直接工事費ベース」又は「請負代金額ベース」など。)についても明示する。
2. 概算金額の単位は、百万円を基本とする。ただし、変更増減見込額が直接工事費で百万円未満の場合は、概算金額の記載を省略できる。
3. 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
4. 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

■工期変更について

工期変更の対象であると確認された場合、共通仕様書1-1-15により受注者は、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行い工期の変更を定める。

■請負代金額の変更について

発注者は、請負代金額の変更に加えて必要な費用を負担しなければならない。必要な費用とは、設計図書の訂正・変更によって生じた、

- ①手戻り費用、または改造費
- ②不要となった材料の売却損、労働者の帰郷費用
- ③不要となった建設機械器具の損料及び回送費
- ④不要となった仮設物に係る損失

などの発注者の過失による損害賠償や、予期できない施工条件の変更に伴い発生する受注者の費用の填補である。

なお、発注者が負担する費用の額は発注者と受注者とが協議して定める。

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(土木事務所用)

工事場所	線、川、港	市、郡	町、村、大字
工事名	第 号	工事	
受注者名			

番 号	NO.				
発 議 者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 届出 ☐ その他()				
協議事項	設計図書の照査について 契約約款第18条第1項により、別紙のとおり設計図書の照査を行った結果、上記条項第○号に関して疑義が生じたので、以下の点について確認願います。 ・別添資料(図面等)				
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について、 ☒ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☒ その他 (<u>以下の資料を提出すること。</u> ・現地地形図 ・設計図との対比図 ・取合図 ・施工図) 必要な図面の作成 指示を行うこと。 内容回答予定日：平成 年 月 日			
	受 注 者	上記について、 ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日：平成 年 月 日			
	処理・回答年月日		平成 年 月 日		
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担 当 課 長)	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)		現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者	立 会 人

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

■指示・承諾・協議書記載例 受注者が協議する場合 ➡ P16

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(土木事務所用)

工事場所 線、川、港 市、郡 町、村、大字

工事名 第 号 工事

受注者名

番 号	NO.				
発 議 者	☐ 発注者	☒ 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 届出 ☐ その他()				
協議事項	設計変更について 契約約款第18条第4項により、別紙のとおり設計変更について協議します。 ・協議内容(別添に示す図面等による。) 本設計変更に係る請負代金額の変更概算金額については、下記のとおり協議します。 ・概算額 約〇〇百万円増(減)の見込み (本金額は、直接工事費or請負代金額ベースの金額である。) ・概算金額算出根拠 別添資料のとおり				
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について、 ☐ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☒ その他 () 例)設計変更の対象とする。 ※受注者が示した概算額に疑義が生じた場合は 表現を考えること。 内容回答予定日: 平成 年 月 日			
	受注者	上記について、 ☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日: 平成 年 月 日			
	処理・回答年月日		平成 年 月 日		
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担 当 課 長)	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)		現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者	立 会 人

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

■指示・承諾・協議書記載例 発注者が指示する場合 ➡ P16

指 示 ・ 承 諾 ・ 協 議 書

(土木事務所用)

工事場所 線、川、港 市、郡 町、村、大字

工事名 第 号 工事

受注者名

番 号	NO.				
発 議 者	☒ 発注者	☐ 受注者	発議年月日	平成 年 月 日	
発議事項	☒ 指示 ☐ 届出	☐ 協議 ☐ その他()	☐ 通知	☐ 承諾	☐ 提出
協議事項	設計変更について 契約約款第19条により、別紙のとおり設計変更について指示します。 ・協議内容(別添に示す図面等による。) なお、本設計変更に伴う請負代金額の変更概算金額は下記のとおりであり、後日の変更契約に係る参考値です。 ・概算額 約〇〇百万円増(減)の見込み (本金額は、直接工事費or請負代金額ベースの金額である。) ・概算金額算出根拠 別添資料のとおり				
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について、☒ 指示 ・ ☐ 承諾 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 通知 ・ ☐ 受理 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日：平成 年 月 日			
	受 注 者	上記について、☐ 了解 ・ ☐ 協議 ・ ☐ 提出 ・ ☐ 報告 ・ ☐ 届出 します。 ☐ その他 () 内容回答予定日：平成 年 月 日			
	処理・回答年月日		平成 年 月 日		
確 認 欄	所 長 (重要事項のみ)	次 長 (重要事項のみ)	監 督 員 (担 当 課 長)	監 督 員 (班 総 括)	監 督 員
	代 表 者 (重要事項のみ)		現 場 代 理 人	主 任 (監 理) 技 術 者	立 会 人

※確認欄の役職名等については、所属の実情に応じて適宜修正して下さい。

VI. その他

1. 指定と任意の正しい運用

(1) 指定・任意の使い分け

指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- ①任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ②任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と現場条件が一致しない場合は変更を行う。

指定と任意の設計図書、書面による協議方法、及び設計変更の対象の可否について以下に示す。

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。 (契約条件として位置づけ)	施工方法等について具体的に指定しない。 (契約条件ではないが、参考図として標準工法を示すことがある。)
施工方法等の変更	書面による発注者の指示 または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法等の変更がある場合の設計変更	対象とする	対象としない
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	対象とする	対象とする

(2) 発注積算と監督業務にかかわる留意点

標準歩掛は、標準的な施工を想定した予定価格を算出するためのツールであり、実際の施工方法や機械を規定するものではない。

標準歩掛は、以下の条件をもって設定されている。

- ①各種施工条件が同一の範囲と考えられる現場
- ②標準的な施工が行われた場合の所要量
- ③調査データの平均値

よって、以下のことは十分起こりえることである。

- ①労務等が標準歩掛に比べて差があること。
- ②使用機械の機種・規格が異なったりすること。

(3) 発注者の指示が不適切な事例

具体的事例①

土工工事において、受注者が自己都合でバックホウ(0.35m³級)で施工すると施工計画書に明示したが、発注者は、積算ではバックホウ(0.6m³級)を設計計上しているので、現場での施工は、バックホウ(0.6m³級)で行うよう指示した。

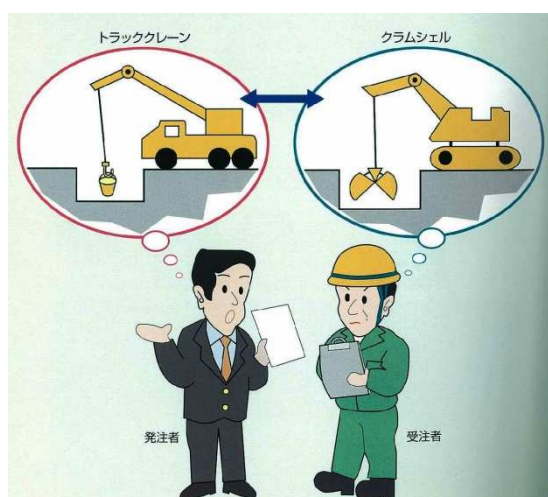


機械の規格選定に関し不適切である

具体的事例②

下水道工事における小口径深礎工の掘削において、設計図書には何も明記はなかったので、受注者が油圧式クラムシェルと人力併用によって計画した。

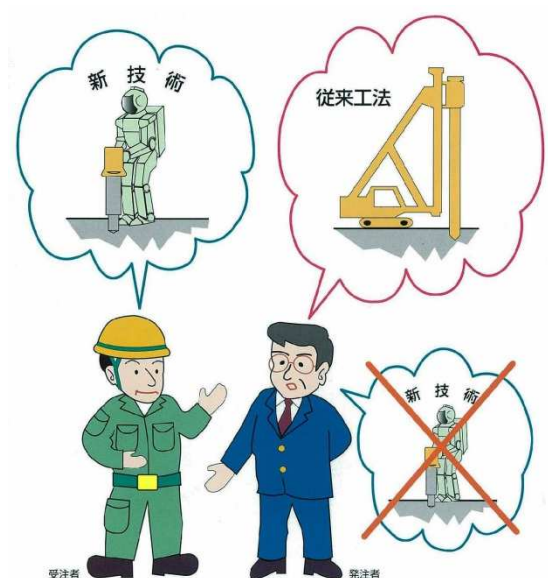
発注者が、積算では掘削は人力、排土はトラッククレーンとなっているので積算のとおり施工するように指示した。



機械の機種選定に関し不適切である

具体的事例③

基礎工や地盤改良工等において、新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。



新技術活用の採用等
に関し不適切である

添付資料

- i . 関係規定 資 1
- ii . 設計図書の変更事例 資10

i . 関係規定

①豊後大野市公共工事請負契約約款資 2

- ・ 第1条 (総則)
- ・ 第18条 (条件変更等)
- ・ 第19条 (設計図書の変更)
- ・ 第20条 (工事の中止)
- ・ 第21条 (受注者の請求による工期の延長)
- ・ 第22条 (発注者の請求による工期の短縮等)
- ・ 第23条 (工期の変更方法)
- ・ 第24条 (請負代金額の変更方法等)
- ・ 第26条 (臨機の措置)
- ・ 第30条 (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

②土木工事共通仕様書資 6

第1編共通編 第1章総則 第1節総則

- ・ 1-1-3 設計図書の照査等
- ・ 1-1-13 工事の一時中止
- ・ 1-1-14 設計図書の変更
- ・ 1-1-15 工期変更
- ・ 1-1-41 臨機の措置

③豊後大野市土木設計業務等委託契約約款資 9

- ・ 第39条 (瑕疵担保)

①豊後大野市公共工事請負契約約款

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書、及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に 特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属 的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予想することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものの 発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正または変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21条** 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22条** 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

- 第23条** 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

②土木工事共通仕様書

第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-13 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、約款第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については1-1-41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-14 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-15 工期変更

1. 一般事項

約款第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期の変更について、約款第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

受注者は、約款第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

受注者は約款第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

受注者は、約款第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

受注者は、約款第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-41 臨機の措置

1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

③豊後大野市土木設計業務等委託契約約款

(瑕疵担保)

第39条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物に瑕疵があることが発見されたときは、受注者の対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補または損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

ii . 設計図書の変更事例

事例 1 . 契約約款第18条1項に該当する事例

(第一号) 図面の表示に不一致があった事例 …… 資11

(第二号) 必要項目に漏れがあった事例 …… 資12

(第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例 …… 資13

事例 2 . 発注者が変更を必要と認める事例

共同埋設工の追加工事 …… 資14

事例 3 . 工事を一時中止する必要がある事例

予見できない事態で工事を中止した事例 …… 資15

事例 1. 工事請負契約書第18条1項に該当する事例 (第一号) 図面の表示に不一致があった事例 ➡ P7

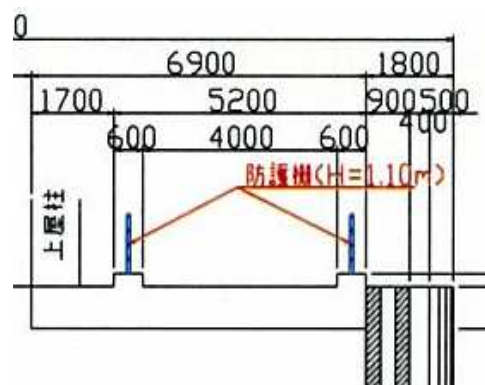
■内容

ある工事において、構造図と詳細図及び数量総括表を照査したところ、構造図には、防護柵H=1.10mが明記されているが、その詳細図はなく、数量総括表にも計上されていなかった。

■受注者の対応

受注者は、この内容が工事着工前の設計図書の照査の段階で判明したため、工事監理連絡会において照査の内容が確認できる資料として構造図、詳細図、数量総括表を示し、確認を要請した。また、以下の内容を質問した。

- ①. 本工事で防護柵を設置する必要があるか。
- ②. 必要なら詳細図が必要である。
- ③. 後施工なら柵設置用の箱抜きが必要ではないか。



構造図に明示された防護柵

■設計変更等の内容

発注者は、本工事で防護柵を設置する考えであったが、詳細図がなく、工事設計数量も計上漏れをしていた。

発注者は、受注業者との協議に基づき、詳細図及び数量総括表などの設計変更を行った。

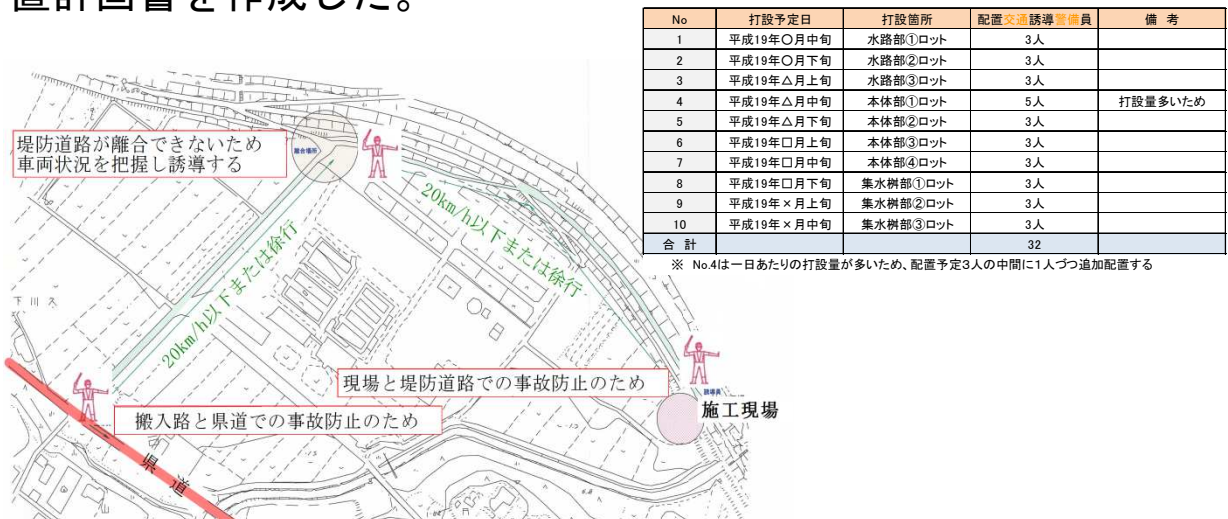
(第二号) 必要項目に漏れがあった事例 ➡ P7

■内容

ある工事において、躯体工事が本格的に始まると生コン車の通行が頻繁となり、地元住民、一般車の交通の妨げとなると考えられるが、交通誘導警備員の計上がされていなかった。（地元より要請もあった）

■受注者の対応

受注者は、発注者に確認を要請した際、発注者から指示を受けた受注者は、交通量調査を行い、交通誘導警備員配置計画書を作成した。



交通誘導警備員配置図、配置計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注者の行った交通量調査により計画された交通誘導警備員配置計画について、協議に基づき交通誘導警備員及び交通量調査の計上を行った。

(第四号) 設計図書と現場状況に不一致があった事例



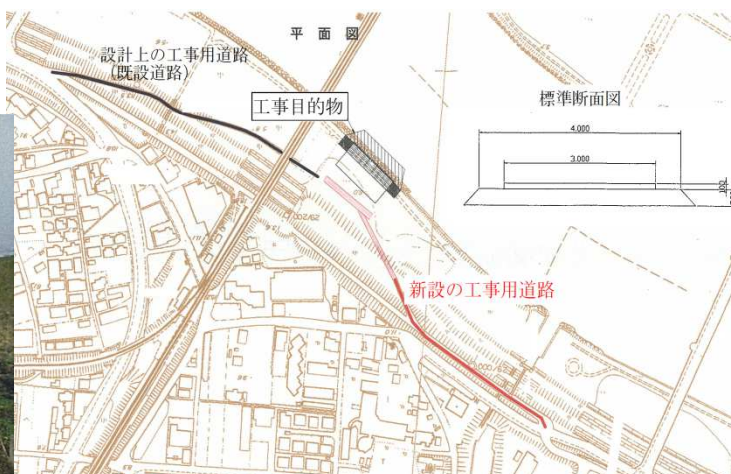
■内容

ある工事において、設計図書で既設道路を工事用道路として使用すると示されていたが、現場では幅員が狭く蛇行し、両端に構造物もありトレーラー（車幅3.3m）が通行できず、設計図書と現場が一致しない。

■受注者の対応

受注者は、資料として既設道路の写真を示し、また工事用道路比較検討書として、設計図書に示された既設道路を改良した場合と、新たな工事用道路を新設した場合の資料を提出した。

現場写真



比較検討による新設工事用道路の計画

■設計変更等の内容

発注者は、受注者立会のもと直ちに調査を行い、協議に基づき、道路両端に構造物がない既設道路に新たな工事用道路を施工する設計変更を行った。

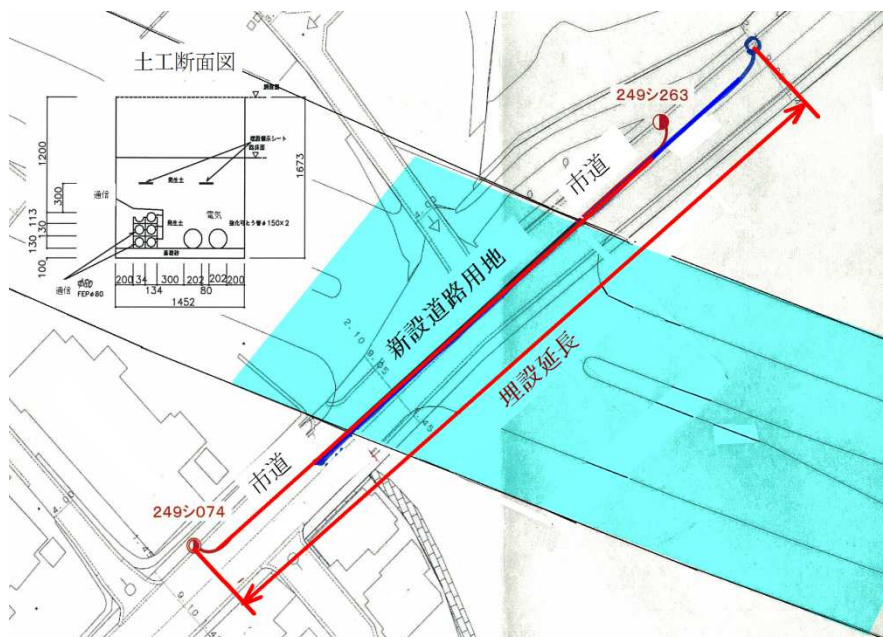
事例 2. 発注者が変更を必要と認める事例 共同埋設工の追加工事の事例 ➡ P9

■内容

ある新設道路工事において、地下埋設物占用者との協議により、地下埋設物の移設が必要となったため、発注者が移設のための掘削、埋戻（配管は別工事）を本工事に追加し、設計図書の変更が必要と認めた。

■設計変更等の内容

発注者は、受注者との協議に基づき変更内容を通知し、設計変更を行った。



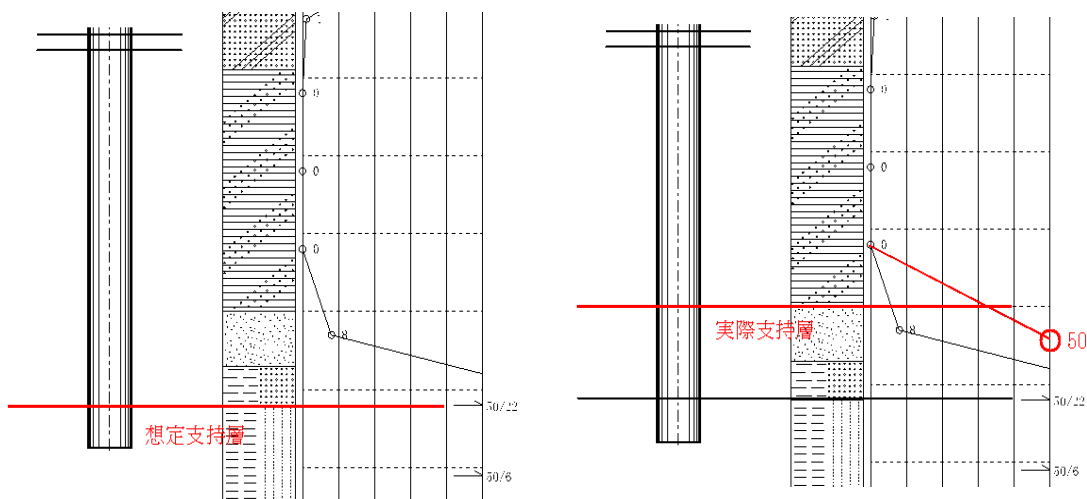
事例 3. 工事を一時中止する必要がある事例 予見できない事態で工事を中止した事例 ➡ P10

■内容

ある橋梁工事において、支持層が設計で想定していたより浅かったため、橋台の基礎杭が施工途中で高止まりした。発注者は再度構造計算を行い、その構造の安全が確認できるまで工事を一時中止した。

■発注者の対応

発注者は、受注者立会のうえ調査を行った結果、支持層の位置が設計での想定より浅く杭が高止まりしたため、現在の現場条件で杭の応力計算、安定計算を再度行い、その構造の安全を確認する必要があると判断した。発注者は、当初設計コンサルタントと契約を行い、その構造の安全が確認された変更設計図書が作成されるまで工事を一時中止することとした。



■設計変更等の内容

発注者は、協議に基づき橋台基礎の土質変更に伴う設計変更を行うとともに、工事の一時中止に伴う増加費用の計上を行った。